令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料５

第２回ワーキングチーム（Ｂチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年11月19日（水）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　14：00-16：00

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉会館３Ｂ会議室

参加者：遅塚委員（リーダー）、下重委員、渡辺えみ委員、大木委員、酒井委員、

　　　　植村委員

欠　席：なし

他チーム参加者：なし

傍聴者：なし

（事務局）

　それでは定刻になりましたので、本日のワーキングＢチームを開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

　まずは資料の確認です。

　～　資料確認　～

（事務局）

　それでは進行につきましては、リーダーである遅塚委員にお願いできればと思います。

（遅塚委員）

　議題が３件ありますが、まず伊豆潮風館・おおぞら号に係る提言案について、こちらは事前に事務局から意見照会があり、それに対して出された御意見が反映された案と、その反映状況等をまとめた資料が配布されているところです。  
　これについて、事務局から改めて御説明をお願いいたします。

　～　事務局説明　～

　　　※　概要とワーキングCチームにおいて下重委員からの「入浴設備のある

　　　　伊豆潮風館以外の宿泊施設に関する情報、重度障害者にも利用しやすい

　　　　施設に関する情報について代替措置に追記すること」との意見を反映した

　　　　旨説明

（遅塚委員）

　ありがとうございます。この緊急提言案につきまして、既に事務局により委員意見が反映されていますが、このように書いた方がよりはっきりするですとか、この部分が抜けているのではないか等、自由に御意見をいただければと思います。  
　下重委員いかがですか。ワーキングCチームでの御発言が織り込んでいただけた、との説明がありましたが、本内容でよろしいですか。

（下重委員）  
　リフターが入浴施設に付いているのですが、重度の障害者の方がそれを利用して湯舟に入るということで、これがないと、せっかく介助者がいても危ない場合があります。

　安全面で言うと、リフターが付いていた方が良いと思い意見をしました。

（遅塚委員）  
　１（２）２の４点目の赤字修正部分について、入浴設備や、の部分は入浴用リフトを具体的に想定している、という話ですね。

（下重委員）

　潮風館以外にリフター設備等が整っているところは、私は見たことないので分からないのですが、事務局に伺うと、何件かあるらしいです。

　ただ、料金が高いですよね。

（遅塚委員）  
　ここに伊豆潮風館以外の宿泊施設を開拓し、と書いてありますが、よく考えると、開拓とはどのような意味なのかと思います。探してくる、という意味なのでしょうか。  
　それとも、リフターのない施設に同設備を設置するよう働きかけるという意味なのか、少し曖昧ではありますね。

　事務局の意図としてはいかがでしょうか。

（事務局）

　基本は探す、という意味もあります。  
　また、御提言いただいた後に、例えばですが、リフター設置補助金を出すかどうか検討する可能性はあるので、あまりハッキリ書きすぎると良くないと考え、あえて記載しました。  
　まずは、リフター設備があるところについて情報提供させていただくことと、リフターのない施設には働きかけ同設備を設置してもらう、リフター設置補助を検討する等のことも含まれます。  
　逆にもう少しはっきり書いた方がいいのであれば、そういたしますが、必ず出来るという御約束は出来ませんので、まずは情報提供の部分が強くなってくるのではないか、と思っています。

（遅塚委員）

　県の政策としての立場ではなく、あくまで協議会からの提言なので、そこは委員の意見がより反映された方が良いと思います。  
　例えば、開拓し、ではなく、促進し、等であれば感覚としては色々解釈できそうだと感じます。

　また、最後の連携を深める、という表現も曖昧に感じます。何を指しているのでしょうか。  
　利用しやすいように情報提供を強化する、の部分は意味として明確で良いのですが、その後の連携を深めるという部分については、誰と誰の連携を指しているのか分かりません。  
　考えると、県と宿泊事業者の連携か、利用者団体と宿泊施設の連携か、宿泊施設同士の調整か、いずれかだと想定されますが、どれに当たるのでしょうか。

（事務局）

　開拓は文言修正したいと思います。連携を深める部分の趣旨としては、県と県内外の宿泊施設が連携して、障害当事者の皆様に情報提供させていただく、職員研修の機会をしっかり設ける、等の想定で記載しました。  
　また、8月7日に実施した伊豆潮風館・おおぞら号に関するワーキングチームがありましたが、松本委員からの事前書面意見において、他のバリアフリー対応の宿泊施設を県が開拓し連携することで伊豆潮風館の代わりとなるようなサービスを提供するとの御意見をいただきましたので、それを反映している、ということもあります。

（遅塚委員）  
　ありがとうございます。解釈が一定していれば、文章を直しても直さなくてもいいと思います。

（植村委員）  
　どこまで協議会として提言をしていいのか教えていただきたいです。  
　私たちは、県に対して施策の方向性や政策案について提案をしていると思いますが、そのことに対して、まずは県として撤回するのか。若しくは、やはり事業を廃止するのか、といった点を埼玉県が委員に対して回答してくると思っていたのですが、そういったことではないのでしょうか。

（事務局）

　施策推進協議会からいただいた提言になるので、それに対しては協議会において回答させていただくことになります。

（植村委員）  
　提言に対して、いつまでに回答を求めます、といった内容は提言中には入れていいものですか。

（事務局）

　提言については、11/27(木)Aチームで御意見いただき、12月初旬に決議いただき、会長名で県に対しいただくこととなります。  
　提言に対する回答は、予算等の都合もありますので、翌年２月の第３回協議会において、提言に対して回答できる点については回答させていただこうと思っています。  
　特におおぞら号に関することについては、翌年２月第３回協議会において御回答できる部分についてご回答させていただくことになると思います。  
　一方の伊豆潮風館については、残り２年間の指定管理期間中に検討するようにと言われているので、事実上、令和８年度中には方法を決めていかないといけません。その点については改めてご意見を聞く場を設けると提言案にも書いてあります。

　意見聴取の機会は改めて令和８年度に設定することになると思います。  
　以上のように、提言に対しては段階的にお答えさせていただく予定ではおりますし、回答のタイミングは都度お示しすることになると思います。

　よって、提言中には、締日のような記載はしていただかなくとも大丈夫ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

（植村委員）

分かりました。ありがとうございます。

（遅塚委員）  
　関連して確認ですが、新たに事業を措置してほしいという意見に関しては、事業が出来るかどうかは予算要求の問題になるので、仮に予算要求をしていただいてても一定の時点以後でないと外部に公言出来ないと思います。

　それはいつ頃になるのでしょうか。  
　先程の植村委員の御質問を聞いて思ったのですが、協議会から提言は出すにしても、まとめて回答を頼んでしまうと4月になるまで回答できませんと言われてしまいそうで。

（植村委員）

　提言中のこの部分については、いついつまでに回答する、という目安が示されると良いと思いました。

（事務局）  
　例えば、おおぞら号の結論についてはいつまで、それに伴う代替措置についてはいつまで、伊豆潮風館について御意見を伺わせていただきたいので、いつ頃に、というスケジュール感については、少なくとも第3回協議会においてお話させていただくことになると思います。

　ちなみに、予算案を埼玉県議会2月定例会に提出した、という内容の知事会見が昨年度は2月12日に行われています。

　それ以降であれば、開示できると思います。

　第3回協議会との日付の兼ね合いがありますが、仮に同記者発表予定日が第3回協議会の後であった場合は、後日資料提供します、と報告させていただくことは出来ると思います。

（大木委員）  
　県の別委員会からも意見が出ているのですか。  
　また、埼玉県として、この委員会が意見を出す場所として、最適という位置づけになっているのかお伺いしたいです。

（事務局）

　今回、施策推進協議会から提言を出すというきっかけにになったのが、現行障害者支援計画の中の施策として、位置付けられている事業の今後について、協議が行われず、廃止、廃止を含めた検討の決定がなされたのはおかしいのではないか、ということが発端でした。

　そのため、両事業が掲載されている障害者支援計画について審議する附属機関である施策推進協議会から提言をいただくことが最も適当であると考えています。

　また、福祉部の中でも会議体が色々とありますが、いずれの会議体からも直接ご意見はいただいていません。

　しかし、県全体として、福祉部がこのような動きをしているということは、他部局も承知している状況にあります。  
　また、県議会においても、今回の件は御報告させていただいており、福祉分野を取り扱う常任委員会では、この二事業について取り上げられております。

　県議会という県民を代表する立場の御意見と、皆様に依頼している公務員的立場である附属機関からの御意見とを、県として受けることとなりますので、、御意見を出していただく場として、２者が最適との認識で報告をさせていただいています。

（大木委員）

　ありがとうございました。よく分かりました。  
　障害者団体からの御意見・御要望は来ているのでしょうか。

（事務局）

　施策推進協議会にも障害者団体から選出されている委員がいらっしゃいますが、それ以外の団体からも個別に御意見をいただいております。

　それらを万谷委員が所属している埼玉県障害者協議会が取りまとめ、9月の頭に知事に対して直接、要望書の御提出をいただいています。

　また、それとは別に、福祉部長との意見交換という形式で、お話を直接伺う場を設けさせていただきました。

　そういう意味では、当事者団体の皆様から要望書という形式で直接御意見を御提出いただいています。

　そのため、この場とは別に、それらの団体の皆様から話を伺う場を設けなければならないと考えています。

（大木委員）  
　ありがとうございます。県民の方から直接の連絡はありますか。

（事務局）

　個別にお電話はありますが、御要望という形では承っていません。

（大木委員）

　分かりました。ありがとうございます。

（下重委員）  
　おおぞら号は廃止との話が出ており、おおぞら号が無くなった後は、民間バスを使って移動するという案が出ていると思いますが、同バスを利用して年１回外出する団体もいるし、毎月外出する団体もいると思います。

　クーポン券の配り方として、予算的な問題もあると思うのですが、毎月１万円出すというのも、予算的に難しいのではないかと思ったりしました。

（遅塚委員）   
　県としても、予算要求の話はお答えはできない部分だと思います。  
　御意見として、クーポン券方式にした場合に、例えば上限額であったり、年間枚数であったりが、利用の制約になる場合があるので、なるべく個別の事情を配慮するような制度にしてくだいというような意見をすることが考えられると思います。

（事務局）  
　現段階では、おおぞら号を包含した形では記載していませんが、提言案中の伊豆潮風館の代替措置の部分にある、利用者の費用負担を軽減するため、バリアフリー対応施設の利用時宿泊料金補助制度を導入することという点について、下重委員から御意見をいただいていると思いますが、同意見は実際に事業化する段階に関わる御意見かと思います。  
　仮に本当に事業化するのであれば、どういった施策にすれば利用がしやすいのか等の点について、また別途御意見を伺うことになると思います。

　そのため、提言については、現在の記載内容である補助制度を導入することという文言で特に問題なければ、この文面を維持させていただき、実際に事業化する場合の御意見等は、伺わせていただく機会を設けることになると思います。  
　この形でも大丈夫ですか

（下重委員）

　はい。

（遅塚委員）  
　ありがとうございました。

　入浴設備の文言の前にリフト等の一言を入れていただくということでよろしいでしょうか。

（事務局）

　開拓、連携を深めること、の表現については、事務局側で委員の皆様の趣旨を正確に理解できているということであれば、修正なしで問題ないでしょうか。

　提言として受け止めた際には、曲解をするようなことはいたしませんし、あくまで提言においては可能な限り簡潔な表現をさせていただいているということを御理解いただき、この形で進めさせていただければと思います。

　また来週ワーキングＡチームにおいていただいた御意見を踏まえ、メールで書面決議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

（遅塚委員）  
　次に、議事（１）（２）今日の議題は「障害者の地域生活の充実」と「社会参加の支援」「障害者の就労支援」について議論したいと思います。

　では、資料の説明からお願いします。

事務局

　まず、参考資料Bについてです。Cチームの亀岡委員から御提出いただいた、自閉症協会の意見をまとめてもらったものです。

　主な点は2つです。

　1点目です。Bチームの意見に対して、発達障害者への視覚・学習支援も合理的配慮として検討事項に含めてほしい、という御意見です。

　2点目です。Bチームの意見に対して、障害福祉サービスを支える人材不足が深刻である、福祉施設に就職後、定着に関するフォロー事業はあるので、人材確保に関する内容について検討が必要であるということ、また、職場の改善と併せて、質の高い研修が必要であるとの御意見をいただいているところです。

　次に、参考資料C-1、C-2は第1回協議会・ワーキングでの委員からの御質問への回答です。

　こちらの資料について御確認いただきながら御議論をいただきたいと思います。

　特に、資料C-2の番号4〜9がBチームでの御質問に対する回答となります。

　また、Bチームで提案のあった「地域の生活の場（グループホーム等）の実態アンケート」は、照会をどこの課から投げるか、ということについては、障害者福祉推進課と障害者支援課で調整中です。調査項目案も併せて御意見いただければと考えています。

（遅塚委員）

　ありがとうございます。それでは、御意見のある方はいますか。

（植村委員）

　回答ありがとうございます。

　その中で、地域生活の充実や社会参加の支援を考えると、入所施設の暮らしの中で、まず「誰が誰とどこでどんな暮らしを望むのか」という意思決定の尊重が基本的にあるのだと思います。

　自分の住み慣れた地域で暮らせているのか、というのが１つと。

　総合支援法以降のところでは制度があって、入所施設では、まだまだ4〜6人部屋の多床室が多く、個室化の遅れを感じます。個室で好きなものに囲まれ、家族や友人が訪ねられる環境は、落ち着いた生活につながるはずです。

　それ以外にも、好きなシャンプーやボディソープ、衣類、例えば今日はシャツを着たい、ジーンズを履きたいなど、日々の選択が本人に開かれているかも大切です。

　後は、医療的ケアや強度行動障害の受け入れが、この施設は「できる／できない」といった理由も整理したいです。地域生活に障害が起きている原因であるのかと思います。

　例えば、施設の中では多床化もあるだろうし、個室化したくても敷地がせまい等の理由もあるでしょうし、医療的ケアがしたくても職員がいない、今、喀痰吸引等の基礎研修に50時間必要で、１～２か月かかります。そのため、勤務と両立が難しい、人員の穴をどう埋めるか、など現実的な課題が地域生活の妨げになっていると感じます。そういったことが基本にあったうえで、話し合われないといけないと思っています。

　後は、自治や地域との関係のところでも、自治会に入れていますか等も聞きたいと思います。

　地域推進会議は、また別の意味で施設が地域連携出来ているかという話ですし、施設が地域に開かれているかということであったり、共同した育ち合う関係が出来ているのか、といったことが施設には大切なのだと思いますので、その点も含めて相談していきたいなと思います。

（遅塚委員）

　大事なご指摘です。非常に説得力ある御発言でした。

（下重委員）

　地域の歯科にかかっていて、慣れているところであればすぐやってくれるのですが、その歯医者が辞めるとのことで。困ったので、朝霞向陽園の歯医者があるかと思いますが、すごく混雑していますと言われました。

　来年の１月まで予約でいっぱいらしいです。

　歯が痛いと食べられなくなりますし、相談支援の方に地域の歯医者に行けるようにしたいと思うと相談しました。

　地域でも診てくれる歯医者がいないと困ります。

（遅塚委員）

　障害者専門の歯医者も増えていってもらわないと困るけど、出来るだけ地域の歯医者でも見てほしい、ということですね。

　歯科の問題は現行計画では、県が関与している５か所くらいしか載っていませんか。

（事務局）

　そうですね。ちなみに、歯科診療に関しては、保健医療部の方で質疑があったそうです。

　計画では、冊子87ページに記載があります。

　県立の施設が５施設ありますが、それ以外の歯医者でも受けられるようにということで、健康長寿課に質問があったそうです。

（遅塚委員）

　施策２９８番が一般の歯医者に関することですか。

（事務局）

　そうです。

　健康長寿課から障害者の歯科診療の実態について聞かれたことはあります。当課では、一般の歯科診療の情報は得ていませんでしたが、健康長寿課も把握していないことから、障害者歯科診療について皆さんに知っていただく機会を検討したいと相談がありましたが、その後具体的な話はない状況です。

（遅塚委員）

　介護保険の関係もあって訪問歯科が増えてきているとは思います。

　このような形式で県計画に掲載してしまうと、その事業のことだけになってしまいますよね。

　例えば２９８番では、障害児者歯科診療に関する研修修了者を障害者歯科相談員に指定し、と掲載されており、このようなことが健康長寿課の事業として掲載されていると、この研修会の修了者を指定することだけが計画上の取組になってしまいます。

　先程、下重委員の御発言にあったような、もっと広い意味で、地域の歯医者が色々な障害種別の方がいるけれども、もっと頑張って診られるようになってほしいという、啓発に関する部分等が抜け落ちてしまいます。

　例えば歯科医師会に相談してみてもいいのではないかといった部分が抜け落ちてしまう名と思っています。

　歯科は痛いことを我慢できませんから大事ですね。

（植村委員）

　うちの施設では口腔衛生体制加算が始まって以降、往診を月2回受けるようになり、肺炎や風邪が減りました。口腔衛生はすごく大事だと思いましたが、その前提として入所施設入所者であることが求められます。通所の方も通っているのですが対象にはなりません。入所施設であっても通所の方にも検診や指導の機会が広がると安心と思いました。

（遅塚委員）

　入所の通所部分だけでなくて、純然たる通所の人だって地域生活しているわけですからね。

（植村委員）

　通所にも往診に来てくれてもいいですよね。

　そういった仕組みが出来るといいなと思います。

（遅塚委員）

　小学生だって学校に行けば歯科検診があります。同じようなものが通所施設でもあればいいですね。

（酒井委員）

　うちの施設には歯科検診に来てもらっています。

　施設で費用負担をしています。

　施設から歯科医師会に頼んで、来てもらっています。

（遅塚委員）

　施設への加算収入は、入所施設でないと付かない、ということですね。

　そうでないと施設の負担になってしまうと。

　施設の経営方針によってしまう、ということですね。

（酒井委員）

　グループホームには訪問歯科の方が来てくれますね。

　確かに歯はすごく大事ですから、とても大事なテーマですね。

（遅塚委員）

　予防、という観点からしたら定期的にチェックしてもらう方がいいですからね。

（大木委員）

　聴覚障害の方は、歯医者において、マスクをされたままだと口形が読めず、困ります。透明マスク等の活用を、医療機関や公的窓口で周知していただけると有難いと思います。

（遅塚委員）

　歯科は生活の中で非常に重要だという認識は共通してありますので、計画の中でどのように触れられるか、事務局で検討をお願いします。

（下重委員）

　就労について、最近、障害者に対し、こちらの施設に来ませんか、という話を良く聞きます。障害当事者としては、障害者はお金になるよと思われているように感じてしまいます。

（遅塚委員）

　就労だけでないですね、グループホームもホームページ開くと、儲かりますよという広告が沢山入ってきます。

　株式会社の参入がすごく増えていて。

　志があって参入する企業は良いですが、次の投資先はどこか、老人分野、障害分野が儲かるらしいと参入してくる企業とでは、ものすごい落差があります。

　就労だけではなく、グループホーム等色々なものを含めて課題だと思っています。

　冒頭、植村委員の意見で、地域生活に関して調査の話が出ましたが、サービスの質を確保をするのは行政の役割だと思います。

　民間の団体が質の確保に動くのは難しいので、行政が実態把握して、強制することは出来なくても指導等することは求められていると思います。

　国が言っているように、選べるような情報提供体制を取ることをしっかりやっていくということだと思います。

　調査は、就労継続支援A,B型がありますが、この施設は良くない施設だとの情報は出せませんし、良いという基準も人によって色々あるから難しいですが、どうしたらいいでしょうかね。

（大木委員）

　株式会社でＡ型事業所を18か所運営していた身として、Ａ型事業所の運営で、我々がすごく意識していたのは、我々を卒業して一般就労していただくというところまで、どう持っていくのかという点です。

　そのため、良くない事業所の発表はできないので、例えば定着率や一般就労移行率など客観指標で良事例を取り上げていく、というのは１つの方法としてあると思いました。

（遅塚委員）

　行政が良くない事業所を公表することは出来ませんので、客観的データで強味をＰＲ出来るといいですね。

（酒井委員）

　支援の質で言うと、就Bの在宅就労について、制度としては認められるのですが、何でもありになってしまっています。少し把握の必要があると思います。

　過去には、折紙を渡して家で、といった話も聞きますので、それについては実態把握が必要だと思います。

（遅塚委員）

　昔は行政が強い時代があり、担当者が良くないですね、と事業者に伝えて、というコミュニケーションが機能してバランスが取れていたのですが、最近は、半年置きに就職させて自分のところに戻して、という手法で報酬を得ていた事例がありました。

　行政側は返還の可能性があると調査していますが、事業所は合法だと言い張っている。禁止されていないことをやっているのだから、どこがダメなのと。

　ただ、福祉行政従事者の場合、禁止されているのは最低レベルのことなので、そこから上のレベルでどこまで頑張るかが事業者の責務だと考えると完全にすれ違っています。

　状況を把握することは大事ですし、出来れば行政の方から情報提供したり、指導する等して、いくら在宅就労がＯＫだとしても、こういう状況は如何なものか？と行政が言わなきゃいけないと思いますが、言われた側が聞く耳を持たないとどうするかと思いますが、そこまでの仕組みはやらなければならないだろうとも思います。

　就労の関係で、もっと状況把握することは必要だと思います。

　事業者情報の公表の話は国の次期計画の策定指針の中で、数値化して出すとの話です。

　ただ、今議論している話はもっと広い話です。肌感覚での質の話を把握していこうという話ですから。

　国が示してくる部分は、全国共通の最低レベルの話ですから、県としてどの点を上乗せしていくのかは、考えなければいけません。

　質の担保のためには生活実態を把握することが大事だよね、ということを計画上の文言に盛り込めるか検討が必要です。

　幸いなことに他の事業がほとんど市町村権限になっているのに対し、事業所指定は基本部分は、政令市・中核市・和光市を除いて、まだ都道府県に権限が残っているので、ある意味、県が直接やっている部分として、事業者情報を利用者目線で把握していくことが大事という表現が入れられると良いと思います。

　これに対応する施策がないと記載しづらいという事情は承知はしていますが。

（事務局）

　今後、ワーキングで出た御意見は該当課には事前展開しておこうと思います。

（遅塚委員）

　どういう形ならどこまでできるか考えていただければと思います。事業としてでなくても、普段から事業者、利用者の声を聞く、という姿勢だけでも随分違うと思います。県庁にいると現場の声が直接届きづらいと思いますので。機会を捉えないと机上だけの仕事になってしまいます。

　事業者に対しては、県庁職員ならいつでも訪問出来ると思いますので。

（大木委員）

　B型事業所においてIT系が進んできたことが、在宅就労などで良くも悪くも影響を与えていると思います。

　いい悪いの調査だとやりにくいのであれば、例えば、直近５年、１０年で新たに作られた事業所が、どのような種類のものが多いのか等、外堀から調査することで次の調査に繋げていくことが一歩目としては良いのかなと思います。

（遅塚委員）

　昔は事務系が多かったですが、最近はＩＴ系が学習できます、という就労移行支援も見るような気がします。

（事務局）

　ゲーム制作等を行うところもあります。

　後はeスポーツ選手の育成もあります。

（遅塚委員）

　在宅でも支障なければいいと思いますが、先程酒井委員が仰った家で折り紙させているような話はどうかとして。

　逆にB型事業所の本来はどのようなものかというと、特別支援学校を卒業して行くところがないというのは家族にとっては何とかしたい、ということで通い先が欲しいし、通うのなら生活介護より就労関係に行きたいという意見があり、行く人がほとんどかと思います。

　作業的にはほとんど工賃にならないような方であっても、就労Ｂに行きたい人、行かせたい家族はいます。それを否定は出来ないと思います。

　そういう方が就労Ｂに行って出来る作業が折り紙レベル、というのも仕方のないことだとは思います。

　ただ、毎日通ってきてやるのが折り紙でもいいけれども、家にいるままで折り紙させていてはいけないだろうとも思います。

（酒井委員）

　障害特性によっては、在宅就労がいい方もいらして、そのような方には在宅が合っているのですが、知的の人で在宅しているのはどうなのだろうと思ったりもします。

　その方に合わせた働き方が必要だと思います。そういったことが施設の経営云々ではなくて追及されなければいけないと思います。

　その辺は相談支援の方々が一番よく知っています。

（遅塚委員）

　本来意思決定の話題ですよね。何が本人にとって一番いいかという。

（大木委員）

　難しいと思うのは、コンピューター系で、プロになっていくというレベルの手前のところで、タイピングすらままならないという方を、プロを養成するという名目で入れてしまうのはどこまで許容するのかが難しい判断だと思います。

　最低限ワードが出来るようになりましょうがゴールなら、スタートがそこでもイメージ分かりますが、それをまして在宅でやるとなると、家でパソコンで遊んでいるだけと言われてしまえばそれまで、となりかねないため実態把握が必要と思います。

（遅塚委員）

　在宅就労させる場合はフォローアップをきっちりやらないと危ないですね。

　自分が関わった人で、手がほとんど動かない方で、スティックを咥えてタイピングする人が、プログラムを結構出来る人がいました。

　中々タイピング自体遅いけれども、プログラム関係なら頑張れば行けるかな、というイメージがあります。

（植村委員）

　入所施設の話になってしまいますが、意思決定の中で、自分がやりたいことがどれくらいかなえられているのかと思います。

　入所施設だと土日の生活介護が報酬としてついていません。土日に帰れる人がいなくなってしまうこともあります（家族が高齢、本人が重症等）。事情で施設にとどまるしかないという人がいます。

　やっていることは平日と変わりません。医療的ケア、入浴もあります。

　２０年前は職員が仕事を終わると、利用者を誘って映画、居酒屋など一緒に行っていました。そのころは生活サポート事業がない時代でした。

　そのようなことで親密な関係を作っていたようです。

　制度が変わり、H28以降は土日加算は全体報酬に組み込まれました。ただ土日はやっていることは同じです。

　平日になると11,000円の生活介護報酬が付いており、土日はそれが無く、夜の4,500円程度の報酬で回しているのは理解が出来ません。

　本体報酬に組み込まれているのであれば、その内容を教えてほしいと伝えているのですが、中々教えてもらえない状況です。

　本来であれば、土日加算が付けばいいと思い、要望を続けていますが、帰ることが出来ない事情があるのに、何故、このような制度になっているか分かりません。

　働いている職員のモチベーションとしても、扱いが悪いと思われかねないです。

　そのうえで、帰りたい、帰らない等の意思決定支援があると良いと思います。

（遅塚委員）

　基本的に施設入所支援には、夜間部分と土日部分が乗っていて、ワンセットだと国は説明しています。

　今の話のように個別に加算されていないので、家に帰っていようが帰っていなかろうが、施設にとっては報酬が変わらない。

（植村委員）

　逆に利用者が帰宅すると入院外泊加算が3,500円程度付きます。

　例えば平日だと11,000円程度の報酬に入所が4,000円程度なので、1日15,000円程度報酬が付きます。

　これが土日になり、利用者が施設に残ると4,000円くらいになります。外泊をすると3,500円程度になります。

　やっていることは平日も土日も同じです。良く意味が分からないです。

　職員はずっと同じ配置をしないと利用者は支えられません。

（遅塚委員）

　日常、地域、社会生活の充実という観点からみると、入所施設のそういった事例も抜いて考えてはいけませんね。

（植村委員）

　グループホームは訪問系が入れます。報酬体系が違うのは分かるのですが。入所は悪、ではないですが、そのように感じてしまいます。

（酒井委員）

　グループホームは訪問が入れるし、土日に移動支援も使えます。

　入所は使えるものが一切なく、生活を狭めてしまっていますよね。

　入所と移動支援の組合せを認めている自治体はないのでしょうか。行動援護は国事業なので難しいと思いますが、移動支援は市町村事業だから、やろうと思えば出来るのではないかと思うのですが。

（事務局）

　聞いたことがありません。

（植村委員）

　自治体によって使える使えないではなく、埼玉県では使える、となればいいなと思います。

　当施設でミオパチーの障害のある方で寝たきりの重度の方で、その人は本当は家に帰りたいのですが、帰れないという状況の中で、訪問看護なりホームヘルパーについて土日部分は二重請求しているわけではないので、土日の部分だけでも訪問看護を入れさせてもらえないかと相談しているのですが、上手くいかないです。

　入所のことも考えてくれてるなー、と思えるようになるとうれしいと思います。  
  
（下重委員）

　そのことについて、介護事業所で施設から出かけたいという人がいて、その人は生活サポート事業を使って、出かけることを認めてくれたりします。

　生活サポート事業は利用料がかかりますが、そのように出かけられるところもあります。市町村によりますが。

（植村委員）

　そうですよね。生活サポート事業を使うのであれば、休みの職員が出てきたり、別の事業所が必要になったりします。

　移動できる人は良いですが、移動できない障害のある方々等家に帰りたくても帰れない人に対して、何とかできないものかと思います。

　そうであれば、療養型の病院や、在宅サービスを使えばいいと言われても、本人はそんなことは望んでいないわけです。

　障害の理解をしてくれる人が周囲にいたり、安心して暮らせる環境を私達と同じように望んでいると思います。

（下重委員）

　支援してくれる人が少ないです。どこも少なくて、特に重度の障害者、知的の障害施設は少ないから、引き受けてくれない事業所が多いです。

（植村委員）

　ショートステイで重度の方を依頼されることがあります。

　その方に１時間くらい着替え等ケアにより、職員の時間がかかります。

　職員が確保出来ないと、そういった方も受け止められないので、本来であれば、ショートステイ中でも訪問系サービスが入れられると、もっとショートステイが利用しやすくなる人が沢山いると思います。

　施設の職員だけではなく、外部の力も借りて、地域の障害のある方達が入所施設を拠点としながら、生活の幅が広がると良いと思います。

（下重委員）

　埼玉障害者自立生活協会では、重度訪問介護従事者養成研修を行っています。

　重度訪問研修は、障害のある人の地域生活に関わる人達、実際の当事者等を講師として、地域で共に生きる拠点で実施しています。

　仕方ないからやるしかないということで、私達の協会でやることになったのです。

　障害当事者が運営に関わっている事業所、重度訪問介護の出来る職員を毎回募集しているけれども、中々集まらない。

　筋ジスの最重度の指先しか動かないような方の介護を２人で介護しています。

　ヘルパーの資格を持っていても、そういった業務に携わるのを怖がる方が多い中で、自前で介護者を養成することをやっているのですが、非常に難しいです。

　全国団体が厚労省に要望で出したのが、現在の介護者不足は分離教育に問題があるということです。一緒に育っていないから、そういった人に関わる人は一部の人だという意識を国が作っていると要望しました。

　ただ単に社会に理解を求める教育、啓発活動をするだけでは人手不足は解消できないという危機感を持っています。

（遅塚委員）

　人材不足は障害当事者にとって死活問題ですし、事業者にとっては存続の危機です。

　このまま何もしないと10年程度で業界が潰れてしまいます。

　国の方でも人材不足に関しては委員会を活発にやっています。

　危機的状況であることは間違いないですし、国も次の計画策定指針で色々言ってきている状況です。次の県計画にも盛り込まねばなりません。

（事務局）

　地域支援体制の充実の項目（３）に、福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実という項目があるので、計画内には、そこに盛り込まれています。

　以前、遅塚委員から障害福祉分野における人材確保について、国に対し要望を出していないと御指摘いただきましたので、今年度の大臣要望には障害者支援課に入れてもらいました。

（遅塚委員）

　細かい内容は追々入れていくとして、今日の時点の目出しとしては、人材確保がとても大事な話なので、前回計画より幅広に、強く触れるように整理してほしいと思います。

　本日は、目標工賃月額についての資料が付いていますが、これもBチームで議論するのでしょうか。

（事務局）

　障害者支援課から預かっている資料です。

　今後のスケジュールについてご覧いただければと思います。

　まず、埼玉県の場合、障害者支援計画の中で定めて、それを踏まえて、

　工賃向上計画を定める流れとしています。

　考え方を有識者に諮りたいと打診を受けています。

　これまで、１か月１日しか働いていない人も分母に含めていたのが、日数換算で分母に入れることとなったので、見た目上の平均工賃は向上しました。

　目標工賃月額を新しい算定方法で考えなければいけなくなったので、その点について御意見を伺いたいとのことです。

　来年度、第１回ワーキングBチームで、改めてこういった形で整理すると御報告し御意見をいただき、最終的には9月の第2回障害者施策推進協議会にお諮りして、この考え方で行きたいと議案提出すると聞いています。

　つきましては、第３回ワーキングBチームにおいて支援課職員が来て説明しますので、ご承知おきいただきたく資料を配布しています。

（遅塚委員）

　各事業所で工賃目標を立てる際、県の目標額より高く設定する等の縛りはありますでしょうか。

（事務局）

　あります。

（遅塚委員）

　やっぱりそうですよね。

　本当は工賃は高い目標を掲げなければいけないのですが、高すぎると事業所が困ってしまうということですね。

　一番初めに出た、実態調査をしてはどうか、という話があったと思います。

　利用者のニーズ調査だと市町村経由で出せるので、あまりお金はかからないと思いますが、事業者調査だと予算要求しないと出来ないと思うのですが大丈夫でしょうか。

（事務局）

　障害者支援課が指定事務をやっているので、メーリングリストを持っています。同課に、どのような形で出来るのか相談したいと思います。

　県には既存のアンケートシステムがありますので、次期障害者支援計画策定のための基礎資料とするために御協力いただきたい、と依頼して、アンケートフォームに回答入力していただくような回収方法は取れます。

　それであれば、通知文を作り、アンケートフォームを作ればいいので、予算的な部分は問題ないと思うのですが、回収率は非常に低くなると思います。

　任意で御対応いただくことになりますし、事業所の皆様は忙しいので、メールを読み飛ばされたり等も考えられます。

　後は、抜き出し調査も考えられますが、まずは、当課が行うか、障害者支援課がやるか、実施方法を含めて、障害者支援課と相談したいと思います。

（遅塚委員）

　回収率は各団体の皆様に呼び掛けの御協力をお願いするしかないと思います。

　こちらとしてはなるべく実態が分かるように細かく聞きたい半面、答える側からすると量が増えると回収率がどんどん下がっていくという二律背反がありますので、実際にやるとしたら、どういう部分をどういう項目でという部分は、皆様の意見を聞きながら詰めていかねばならないと思います。

　とりあえず、Bチームとしては、今の段階では、何らかの調査はした方がいいという認識でいるという整理でいいと思います。

（大木委員）

　サンプル数も重要ですが、サンプルの質も重要だと思います。

　回答していただける良い団体の話だけ集まると偏りが生まれてしまうのはどうか、と思いました。

（下重委員）

　一般就労の話になりますが、今、特例子会社が非常に多く、特例子会社が満員になると、さらに次の委託業者に派遣するような形式が見受けられます。

　就職したのは有名企業でも働いているのは福祉農園です、という方は非常に増えています。

　そういった方も一般就労の雇用率に算定されていて、実際に本当に一般企業で普通に働いている人が、どれだけ増えているのだろうか、雇用率は上がってきているけれども、中身が全く見えていません。

　そういった調査を行っているか、過去、県に対して質問しましたが、そういった調査をそういった形でしていないとの回答でした。あくまでも企業側に立った法定雇用率を達成しているかどうかという数字だけしか調査していないとのことでした。

　市町村からも同じ回答がありました。

　そういった調査もお願い出来ないかと思っています。

（遅塚委員）

　障害福祉サービス事業者ではなく、あくまで一般企業の枠組みになるので、どういったチャネルでの調査になるのでしょうか。

　市も県も調査していない、ということは、福祉部局に聞いても中々手が出せないのではないかと思います。

　課題としては重々、共感しています。

　雇用率の話ばかり載せるのではなく、もっと課題を把握した方がいいので、まずは実態が把握できるのか、実際にやれるやれないは別として、検討する必要があると思います。

　では事務局にお返しします。

（事務局）

　最後に、伊豆潮風館・おおぞら号に関する提言案に係るスケジュールです。

　最終的に、11/27にあるワーキングAチームにおいて意見をいただきましたら、それを踏まえて、修正した提言案をメールにてお送りします。

　12月の早い段階では書面決議をお願いしたいと思います。

　12月中旬の日付では、提言として県に御提出いただきたいと思います。

　引き続き、よろしくお願いいたします。

　本日はありがとうございました。